

海面を利用する皆さんへ

静岡県は500キロメートルを超える海岸線を有し、広域な海域では漁業生産の場としてや海洋性レクリエーションを楽しむ場所としても利用されております。



この海域を皆さんで安全に楽しく利用するには、ルールやマナーが必要となってきます。



近年、遊漁、ダイビング、シーカヤック、ミニボート、水上バイク等多くの海洋性レクリエーションが行われているところです。

漁業者も海洋性レクリエーションを楽しむ皆さんもトラブルなく利用していきたいものです。

漁業との競合

漁業者は、海が生産の場であり、生活の基盤として利用しています。操業中の漁船は、運転が不自由な状態であり近づかないように、ご理解をいただき、漁業者の操業を邪魔する行為は慎み、適正に海洋性レクリエーションを行うことをお願いします。



また、漁具等への係留、定置網への接近については行わない様をお願いします。

遊漁について

皆さんが遊漁を楽しむ場合、静岡県漁業調整規則で漁具漁法が決められており、静岡海区漁業調整委員会でも指示されている事項がありますので、十分に留意し遊漁等を楽しんでください。

海で遊漁を行う場合も、資源保護及び適正な利用を行うため各地域で協定、申合せ事項によりルール、マナーが定められています。

その、ルール、マナーを尊重し楽しく遊漁を行うようにお願いするとともに、救命胴衣の着用をしてください。



また、海洋を汚染する行為は絶対に行わないでください。

磯、岸壁釣り

立入禁止の防波堤等での釣りはやめましょう。海中転落に備え、救命胴衣着用をしましょう。釣り場の環境に配慮し残餌、ゴミ等は、必ず持ち帰ってください。

